

労災診療費算定基準について

～処置とリハビリテーションの 主要な特例を中心に～

令和7年9月25日(木) 於 東京都医師会(講堂)

東京都医師会労災・自賠責委員会委員長
東京労働保険医療協会監事
東京労働局労災保険診療費審査委員会委員

子田 純夫

POINT1

•四肢加算の基本知識

POINT2

•リハビリテーション

POINT3

•処置の特例

KEY

労災診療における主要な特例を網羅

四肢加算の基本知識

四肢の傷病にかかる 処置・手術・リハビリテーションの加算

四肢の傷病にかかる処置・手術・リハビリテーションの加算 四肢加算

P52

①四肢(鎖骨・肩甲骨及び股関節を含む)の傷病に対する処置・手術・リハビリテーション(一部対象外あり)の点数は健保点数の1.5倍として算定できる。

※1点未満の端数は切り上げ

②手(手関節以下)及び手の指に係る一部の処置及び手術の点数は健保点数の2倍として算定できる。

四肢は1.5倍

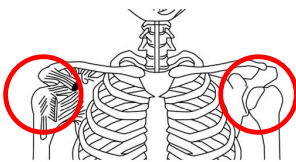
手は2倍

四肢加算の対象部位の注意点

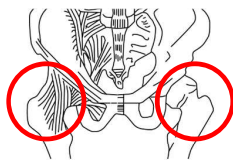
四肢加算の対象に含まれている部位

●肩関節 ●股関節 ●鎖骨 ●肩甲骨

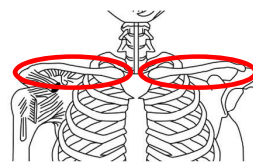
四肢加算対象の処置・手術・リハビリテーションを算定の際には四肢加算が可能



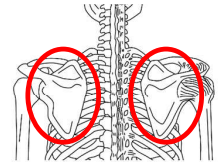
肩関節



股関節



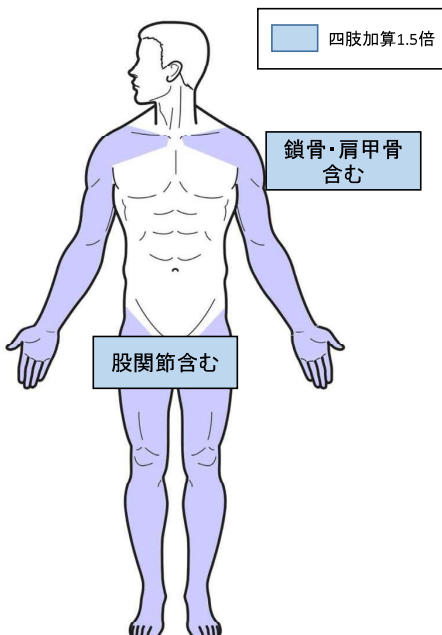
鎖骨



肩甲骨

四肢加算の対象部位および処置・疾患別リハビリテーション 早見表

P52



四肢 1.5倍	
処置	疾患別リハビリテーション
・絆創膏固定術 ・鎖骨骨折固定術 ・皮膚科光線療法 ・鋼線等による直達牽引（2日目以降） ・介達牽引 ・矯正固定 ・変形機械矯正術 ・消炎鎮痛等処置のうち「マッサージ等の手技 による療法」及び「器具等による療法」 ・低出力レーザー照射	労災診療費算定基準で定める疾患別リハビリテーション各々の点数 ・心大血管疾患リハビリテーション料 ・脳血管疾患等リハビリテーション料 ・廃用症候群リハビリテーション料 ・運動器リハビリテーション料 ・呼吸器リハビリテーション料

※ 四肢加算ができない主なもの

・処置項目 ギプス

・リハに関する各種加算

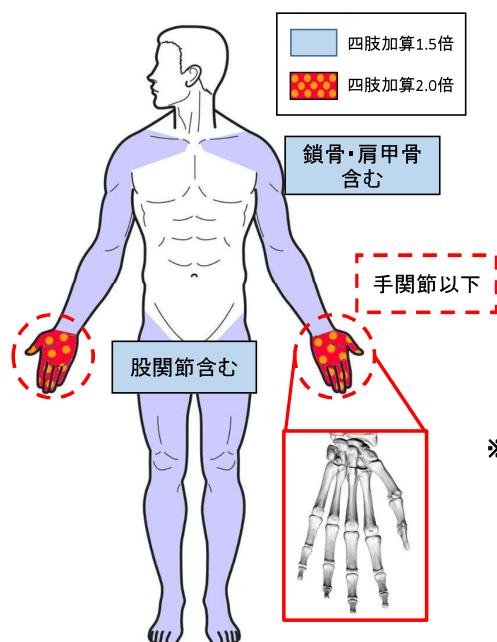
（早期リハ加算、初期加算、急性期リハビリテーション加算、ADL加算など）

注：四肢加算は1単位ごとに行なう

（例）運動器リハビリテーション料（Ⅲ）の85点は×1.5で127.5点→128点
が四肢加算後の1単位の点数で2単位の場合は128×2で256点になる
85点×1.5（倍）×2（単位）で計算すると255点となり1点少なくなってしまう

四肢加算の対象部位および処置・手術 早見表

P52



手関節以下2倍・その他四肢1.5倍	
手術	処置
・「第1款(皮膚・皮下組織)」の手術のうち ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・「第2款(筋骨格系・四肢・体幹)」の手術 ・「第3款(神経系・頭蓋)」のうち神経の手術 ・「第8款(心・脈管)」のうち血管の手術	・創傷処置 ・下肢創傷処置 ・爪甲除去(麻酔を要しないもの) ・穿刺排膿後薬液注入 ・熱傷処置(電撃・薬・凍傷) ・重度褥瘡処置 ・ドレーン法 ・皮膚科軟膏処置 ・関節穿刺 ・粘(滑)液嚢穿刺注入 ・ガングリオン穿刺術 ・ガングリオン圧碎法 ・消炎鎮痛等処置のうち「湿布処置」

※ 四肢加算ができない主なもの

- ・手術項目 医科診療報酬点数表内の
 - 第1節 手術料 第1款(皮膚・皮下組織)のうち「創傷処理」「皮膚切開術」「デブリードマン」以外のもの(特に植皮は誤りが多い)
 - 第2節 輸血料
 - 第3節 手術医療機器等加算(創外固定器加算など)
 - 第4節 薬剤料
 - 第5節 特定保険医療材料
- ・労災特例の「手の指の創傷処理(筋肉・臓器に達しないもの)」及び「手の指の骨折非観血的整復術の特例」

7

手の指の創傷処理(筋肉・臓器に達しないもの)及び骨折非観血的整復術の特例

P74

- 手の指の創傷処理(筋肉・臓器に達しないもの)については、指の本数毎に決められた点数で算定できる。
- 手の指の骨折非観血的整復術については、指の本数毎に決められた点数で算定できる。

【創傷処理(達しないもの)の場合】

指1本	1,060点 (530点×2.0倍)
指2本	1,590点 (1,060点+530点)
指3本	2,120点 (1,590点+530点)
指4本	2,650点 (2,120点+530点)
指5本	2,650点 (530点×5.0倍)

【骨折非観血的整復術の場合】

指1本	2,880点 (1,440点 × 2.0倍)
指2本	4,320点 (2,880点+1,440点)
指3本	5,760点 (4,320点+1,440点)
指4本	7,200点 (5,760点+1,440点)
指5本	7,200点 (1,440点 × 5.0倍)

8

四肢に対する特例取扱い(1.5倍・2倍)の点数表一覧

P124

2. 四肢に対する特例取扱い(1.5倍・2倍)の点数一覧

処置	健側点数	×1.5	×2.0
J000	創傷処置 1 (100cm未満)	52	78
	創傷処置 2 (100cm以上500cm未満)	60	90
	創傷処置 3 (500cm以上1,000cm未満)	90	135
	創傷処置 4 (1,000cm以上3,000cm未満)	160	240
	創傷処置 5 (3,000cm以上6,000cm未満)	275	413
J000-2	下肢創傷処置 (足背の深い創傷又は踵の浅い創傷)	135	203
	下肢創傷処置 (足背の浅い創傷又は踵の深い創傷)	147	221
	下肢創傷処置 (足背の浅い創傷又は踵の浅い創傷)	270	405
J001	熱傷処置 (100cm未満)	135	203
	熱傷処置 (100cm以上500cm未満)	137	221
	熱傷処置 (500cm以上3,000cm未満)	337	506
	熱傷処置 (3,000cm以上6,000cm未満)	630	945
	熱傷処置 (6,000cm以上)	1,875	2,813
J001-4	凍傷処置 (100cm未満)	90	135
	凍傷処置 (100cm以上500cm未満)	98	147
	凍傷処置 (500cm以上3,000cm未満)	160	240
	凍傷処置 (3,000cm以上6,000cm未満)	280	420
	凍傷処置 (6,000cm以上)	390	585
J001-7	爪甲除去 (年齢を要しないもの)	70	105
J001-8	空明排膿法(注)注入	45	68
J002	ドレーン法 (ドレーン法) (予防的吸引)	50	75
	ドレーン法 (ドレーン法) (その他の)	35	53
J033	皮膚科軟膏処置 (100cm以上500cm未満)	53	80
	皮膚科軟膏処置 (500cm以上3,000cm未満)	85	128
	皮膚科軟膏処置 (3,000cm以上6,000cm未満)	153	230
	皮膚科軟膏処置 (6,000cm以上)	270	405
J116	関節手術 (片側)	130	195
J116-2	指 (指) 血管吻合 (片側)	100	150
J116-3	ガンダリオン手術	80	120
J116-4	ガンダリオン手術	80	120
J119	造瘻手術 (造瘻)	35	53
J001-2	骨切り固定術	500	750
J001-3	骨切り固定術	500	750
J051	皮膚科光線療法 (赤外線又は紫外線療法)	45	68
	皮膚科光線療法 (長波紫外線又は中波紫外線療法)	150	225
	皮膚科光線療法 (中波紫外線療法)	310	465
J117	関節手術 (指 (手、足))	62	93
J118	介達手術	35	53
J118-2	矯正手術	35	53
J118-3	必要経緯による	35	53
J119	前兆手術等 (マッサー等の手技による療法)	35	53
J119-3	経口カテーテル・経鼻	35	53

手術

	健側点数	×1.5	×2.0
K000	創傷処置 1 (足背、踵部には達しないもの) (長径5cm未満)	1,400	2,100
	創傷処置 2 (足背、踵部には達しないもの) (長径5cm以上10cm未満)	1,880	2,820
	創傷処置 3 (足背、踵部には達しないもの) (長径10cm以上)	9,630	14,445
	創傷処置 4 (足背、踵部には達しないもの) (長径10cm以上)	3,090	4,635
	創傷処置 5 (足背、踵部には達しないもの) (長径10cm以上)	530	795
	創傷処置 6 (足背、踵部には達しないもの) (長径10cm以上)	950	1,425
	創傷処置 7 (足背、踵部には達しないもの) (長径10cm以上)	1,480	2,220
	皮膚切開術 (長径10cm未満)	640	960
	皮膚切開術 (長径10cm以上20cm未満)	1,110	1,665
	皮膚切開術 (長径20cm以上)	2,270	3,405
K002	デブリードマン (100cm未満)	1,620	2,430
	デブリードマン (100cm以上3,000cm未満)	4,820	7,230
	デブリードマン (3,000cm以上)	11,230	16,845
K023	筋断切開術、筋断切開術	940	1,410
K024	筋断切開術	3,690	5,535
K025	筋肉内転位切開術	6,370	9,555
K026	腕部関節切開術	12,130	18,200
K026-2	腕部関節切開術 (変形性関節切開術)	16,700	25,050
K027	筋断手術 (腕部、肘部、大腕部)	2,080	3,090
	筋断手術 (その他の筋)	1,210	1,815
K028	腕部切開術 (肘関節下によるものを除く)	2,350	3,525
K029	肘内転位切開術	3,440	5,160
K030	肘部・肘関節切開術 (肘、肘部、肘部、肘部、肘部)	8,490	12,735
	四肢・肘部切開術 (肘、肘部、肘部、肘部、肘部)	3,730	5,595
K031	四肢・肘部切開術 (肘、肘部、肘部、肘部、肘部)	27,740	41,610
	四肢・肘部切開術 (肘、肘部、肘部、肘部、肘部)	14,800	22,200
K033	腕部切開術 (指 (手、足))	8,720	13,080
	腕部切開術 (その他のもの)	10,310	15,465
K034	腕部切開術 (肘関節下によるものを除く)	4,290	6,435
K035	腕部切開術 (肘関節下によるものを除く)	13,580	20,370
K035-2	腕部切開術	9,060	13,590
K037	腕部切開術	15,680	23,520

四肢加算の算定例

傷病名

右足関節捻挫

摘	要
(40)	絆創膏固定術 (500 × 1.5) × 1 四肢に行なった対象の処置・手術・リハビリテーションの四肢加算は1.5倍

傷病名

右手掌切創

摘	要
(50)	創傷処理4(筋肉、臓器に達しないもの)(長径5cm未満) (530 × 2.0) × 1 手関節以下に行なった対象の処置・手術の四肢加算は2.0倍

四肢加算ができない例

傷病名	右足関節捻挫
摘	要
(40)	四肢ギプス包帯(半肢)(片) $(780 \times 1.5) \times 1$
四肢に行なったとしても 対象の処置・手術 ・リハビリテーション でない場合は四肢加算できない	

傷病名	右手掌切創
摘	要
(50)	創傷処理4(筋肉、臓器に達しないもの)(長径5cm未満) $(530 \times 2.0) \times 1$ キシロカイン注1%5mL1管 $(6 \times 2.0) \times 1$
四肢に使用した 材料費や薬剤は 四肢加算できない	

リハビリテーション 疾患別リハビリテーション料

リハビリテーション（疾患別リハビリテーション料）

P56

疾患別リハビリテーション料を算定する場合、一部の点数において「労災点数」で算定することができる。また四肢に対して行った場合、四肢加算として当該点数の1.5倍を算定することができる。

区分 番号	疾患別リハビリテーション料 リハビリテーションの実施者	健保点数	労災点数	
			×1.0倍	×1.5倍
H002	運動器リハビリテーション料(Ⅰ)			
	ア 理学療法士による場合	185	<u>190</u>	<u>285</u>
	イ 作業療法士による場合			
	ウ 医師による場合			
	運動器リハビリテーション料(Ⅱ)			
	ア 理学療法士による場合	170	<u>180</u>	<u>270</u>
	イ 作業療法士による場合			
	ウ 医師による場合			
	運動器リハビリテーション料(Ⅲ)			
	ア 理学療法士による場合	85	85	<u>128</u>
	イ 作業療法士による場合			
	ウ 医師による場合			
	エ ア からウ まで以外の場合			

健保は「イロハ」
表記だけど
労災では
「アイウエオ」表記

疾患別リハビリテーション料 各加算	労災点数
早期リハビリテーション加算	<u>25</u>
初期加算	45
急性期リハビリテーション加算	<u>50</u>
ADL加算	<u>30</u>

令和6年6月改定

健康保険において、疾患別リハビリテーションの実施者ごとの訓練実態を把握可能となるよう、疾患別リハビリテーション料について、実施者を明確化した評価体系に見直しが行われたことを受け、労災診療費においても同様の評価体系に見直しをしたこと。
※令和6年6月1日の改定では実施者ごとの点数の差はない。

13

ADL加算の取扱い 1単位につき30点

算定要件

入院中の傷病労働者に対し早期歩行・ADLの自立等を目的とし

①訓練室以外の病棟等で
疾患別リハビリテーション料(Ⅰ)
を行なった場合
(運動器リハビリテーション料はⅡも含む)

又は

②医療機関外で
疾患別リハビリテーション料(Ⅰ)
を行なった場合

要注意

ADL加算は四肢加算できません。

※健保点数表で定める

●初期加算 ●早期リハビリテーション加算 ●急性期リハビリテーション加算
も四肢加算の対象ではありません

14

疾患別リハビリテーション料の算定例

傷病名

左肩腱板断裂

(80) 運動器リハビリテーション料 (Ⅰ)
 (ア 理学療法士による場合) 1単位
 疾患名 左肩腱板断裂
 起算日 令和7年8月30日
 実施日数 5日 $(190 \times 1.5) \times 5$
 初期加算 25×5
 早期リハビリテーション加算 45×5
 急性期リハビリテーション加算 50×5
 ADL加算 30×5
 リハビリテーションデータ提出加算 50×1

四肢に対して
 行っている場合は
 四肢加算の1.5倍

傷病名

左第3中手骨骨折

(80) 運動器リハビリテーション料 (Ⅲ)
 (エ アからウ まで以外の場合) 1単位
 疾患名 左第3中手骨骨折
 起算日 令和7年8月30日
 実施日数 5日 $(85 \times 1.5) \times 5$

疾患別リハビリテーション
 は手に行なっても
 四肢加算は1.5倍

15

リハビリテーションにおける留意点

P58

リハビリテーションの必要性及び効果が認められるものについては
 健保点数表に定める標準的算定日数を超えても制限なく算定できる

ただし

標準的算定日数を超え、さらに
 疾患別リハビリテーションを1月13単位を超えて行う場合 ※

診療費請求内訳書の摘要欄に
 医学的所見等を記載
 (必要性・目標到達予想時期 等)

又は

労災リハビリテーション
 評価計画書を添付

※いずれかが超えない場合、どちらも不要

16

処置の特例と 処置に関する特例

- 消炎鎮痛等処置等
- 初診時ブラッシング料
- 頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯及び
膝・足関節の創部固定帯
- 固定用伸縮性包帯

J 1 1 9 消炎鎮痛等処置

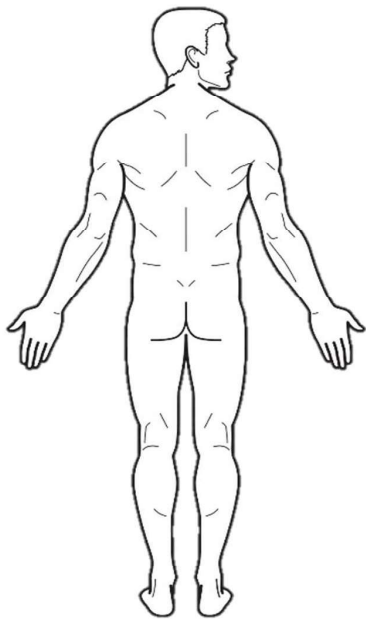
医科点数表

- 1 マッサージ等の手技による療法 35点
- 2 器具等による療法 35点
- 3 湿布処置 35点

(注) 同一の患者につき同一日において、1 から 3 までの療法のうち
2 以上の療法を行った場合は、主たる療法の所定点数のみにより
算定する。

厚生労働省 通知・事務連絡

介達牽引、矯正固定又は変形機械矯正術に消炎鎮痛等処置、腰部又は
胸部固定帯固定、低出力レーザー照射又は肛門処置を併せて行った場合は、
主たるもののいずれかの所定点数のみにより算定する。



消炎鎮痛等処置等

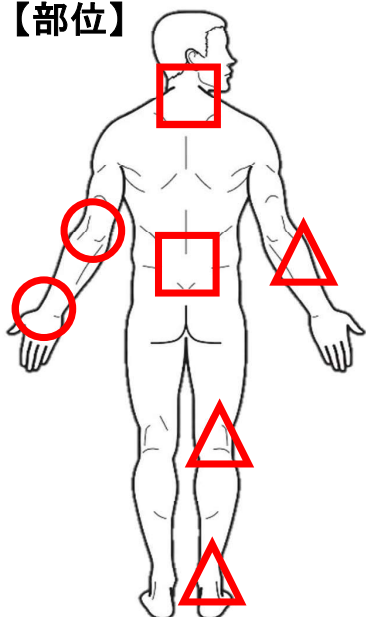
- (J118) 介達牽引
- (J118-2) 矯正固定
- (J118-3) 変形機械矯正術
- (J119) 消炎鎮痛等処置
(マッサージ等の手技)(器具等)

ここに湿布処置は含まれない！

- (J119-2) 腰部又は胸部固定帯固定
- (J119-3) 低出力レーザー照射

※上記の処置項目は手関節以下でも四肢加算は1.5倍

【部位】



消炎鎮痛等処置等

- (J118) 介達牽引
- (J118-2) 矯正固定
- (J118-3) 変形機械矯正術
- (J119) 消炎鎮痛等処置
(マッサージ等の手技)(器具等)

ここに湿布処置は含まれない！

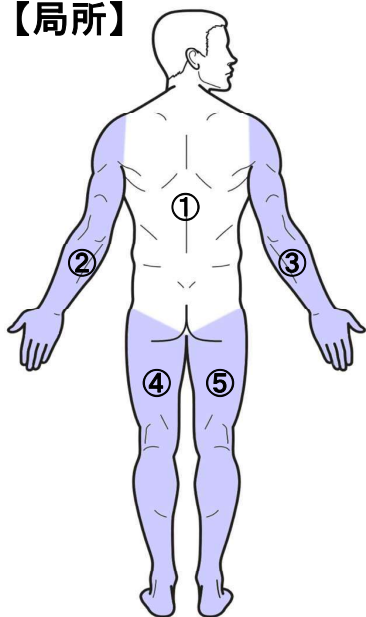
- (J119-2) 腰部又は胸部固定帯固定
- (J119-3) 低出力レーザー照射

※上記の処置項目は手関節以下でも四肢加算は1.5倍

1日につき

●負傷 3部位を限度として算定できる

【局所】



消炎鎮痛等処置等

- (J118) 介達牽引
- (J118-2) 矯正固定
- (J118-3) 変形機械矯正術
- (J119) 消炎鎮痛等処置
(マッサージ等の手技)(器具等)
- (J119-2) 腰部又は胸部固定帯固定
- (J119-3) 低出力レーザー照射

ここに湿布処置は含まれない！

※上記の処置項目は手関節以下でも四肢加算は1.5倍

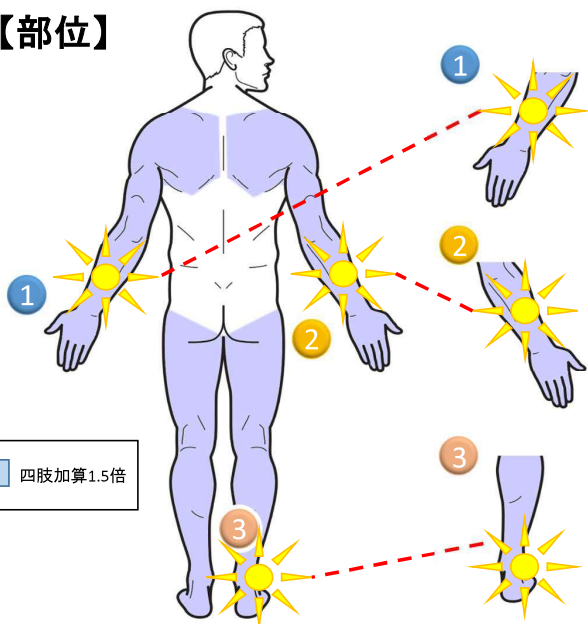
1日につき

● 疾病 3局所を限度として算定できる

複数部位への消炎鎮痛等処置等の算定について

3部位へ消炎鎮痛等処置(器具等)を実施

【部位】



35点×1.5倍
→53点

35点×1.5倍
→53点

35点×1.5倍
→53点

合計 159点

消炎鎮痛等処置等の複数部位算定例

傷病名	右前腕打撲、右足関節捻挫
-----	--------------

摘	要
(40) 消炎鎮痛等処置 (器具)	
(右前腕)	(35 × 1.5) × 1
(右足関節)	(35 × 1.5) × 1
消炎鎮痛等処置等を 四肢に対して 行なっている場合 それぞれ四肢加算できる	

傷病名	腰部打撲、頸椎捻挫
-----	-----------

摘	要
(40) 消炎鎮痛等処置 (器具) (腰部)	35 × 1
介達牽引 (頸部)	35 × 1
3部位(局所)を取扱う ことができるのは 消炎鎮痛等処置等 ※消炎鎮痛等処置だけではない	

初診時ブラッシング料

91点

P78

創面が異物の混入、付着等により汚染している創傷の治療に際し、生理食塩水、蒸留水、ブラシ等を使用して創面の汚染除去を行った場合に算定できる。

加算後の合計
点数が150点
以上の場合
時間外等加算の
対象となる

要注意

同一傷病に
つき1回限り
(初診時)

✗
デブリードマン
デブリードマン加算
との重複算定

✗
四肢加算
適用できない

初診時ブラッシング料の算定例

【診療内容】

1. 傷病名 右手掌擦過傷
2. 処置内容
 - ①創面を生理食塩水を用いて汚染除去
 - ②創面保護の処置

【留意事項】

初診時の一回限り算定可能



傷病名

右手掌擦過傷

摘		要	
④⑩	創傷処置1(100cm ² 未満)(右手掌)	(52 × 2.0) × 1	
	初診時ブラッシング料	91 × 1	
	生理食塩液 100ml	15 × 1	

治療の前処置として
汚染除去を行う

25

初診時ブラッシング料と時間外等の加算について

医科点数表

- 5 緊急のために休日に処置を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である処置を行った場合において、当該処置の費用は、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算した点数により算定する。
- ～ 中略 ～
- 処置の所定点数が150点以上の場合であって、入院中の患者以外の患者に対して行われる場合(イに該当する場合を除く。)

先ほどの算定例が時間外場合に・・・

- ① 創傷処置(100cm²未満) (52 × 2) = 104 点
- ② 創面のブラッシング 91 点

$$150 \text{ 点} \leq \boxed{195 \text{ 点}} \rightarrow 195 \text{ 点} \times \text{1.4倍} = 273 \text{ 点}$$

(時間外)
所定点数



「初診時ブラッシング料」を加点した後の所定点数が
150点以上なら時間外等加算可

26

実費相当額（購入価格を10円で除して得た点数で算定）

健保点数表の腰部、胸部又は頸部固定帯加算が算定できる場合については、当該実費相当額が170点を超える場合は実費相当額が算定でき、当該実費相当額が170点未満の場合は170点を算定できる。これを踏まえ、頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯及び膝・足関節の創部固定帯についても、同様の取扱とする。

実費相当額が
170点以上の場合
⇒実費相当額
を算定

実費相当額が
170点未満の場合
⇒170点を算定

要注意

医師の診察の
結果、必要と
判断した旨を
診療録に明記

要注意

四肢加算
適用できない

頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯及び膝・足関節の創部固定帯の算定例

傷病名	右膝前十字靱帯損傷
-----	-----------

摘	要
(40) 創傷処置2 (100cm ² から500cm ² 未満)	(60 × 1.5) × 1
ニーブレース (7700円)	770 × 1

固定帯の
名称と金額を
記載する

実費相当額で算定可能
1点単価が12円(11.5円)
だから購入価格より高い
金額での請求となる

傷病名	右足関節捻挫
-----	--------

摘	要
(40) 創傷処置2 (100cm ² から500cm ² 未満)	(60 × 1.5) × 1
アングルクロス (1000円)	170 × 1

実費相当額が170点に
満たない場合は
170点として算定できる

実費相当額（購入価格を10円で除して得た点数で算定）
 処置及び手術において治療上固定が必要であって、四肢及び頭部・
 頸部・躯幹に使用し、患部そのものを固定する場合に限り算定できる。
 ※固定用とは骨折・捻挫等の動揺や再転位を防ぐためのものをいう
 ※バストバンド、トラコバンド等は躯幹固定用伸縮性包帯に含める

点数で算定
できる

患部の固定
に用いる

創面保護

病名に注意

要注意

固定用伸縮性包帯の算定例

傷病名

右足関節捻挫

(40) 創傷処置 2 (100cm²から500cm²未満)
 $(60 \times 1.5) \times 1$
 固定用伸縮性包帯 (204円) 20×1

10で除した際に
生じた端数は
四捨五入した点数

傷病名

右橈骨遠位端骨折
右環指基節骨骨折

(40) 四肢ギプスシーネ(上肢)(片)
 $1,200 \times 1$
 固定用伸縮性包帯(185円) 19×1
 コメント：環指基節骨を固定用伸縮性
 包帯にて固定。
 (50) 骨折非観血的整復術(前腕)
 $(2,040 \times 1.5) \times 1$

特定保険医療材料とする
主旨の特例であるため
手術を行っていたとしても
患部そのものを固定する
必要があれば算定可

ご清聴ありがとうございました